

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を 改正する省令案に対する意見及び総務省の考え方

■ 意見募集期間：令和3年1月20日(水)から同年2月19日(金)まで

■ 意見提出件数：1件（法人・団体:0件、個人:1件）

■ 意見提出者：

(意見受付順・敬称略)

	意見提出者
—	個人(1件)

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を 改正する省令案に対する意見及び総務省の考え方

項目	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
総論			
	<p>趣旨</p> <p>本改正の改正内容記載については、一応、賛成であるが、電話番号（FAX 番号含む）と電子メールアドレスの両方を提出させるようにする方がより望ましいと考える。</p> <p>また、電子メールを事務で用いる場合については、適切なサイバーセキュリティの確保の対応がなされるべきである。</p> <p>本文</p> <p>本改正の改正内容記載については、一応、賛成である。</p> <p>電話番号又は電子メールアドレスの提出は望ましいものと思われた。</p> <p>しかし、電話番号（FAX 番号がある場合は FAX 番号も合わせて）“及び”電子メールアドレスの提出を行わせる方がより適切であると意見しておく。（電話回線を用いた連絡を行うべき様な場合にも、また電子メールによる連絡でよいような場合でも、の両方に対応が可能であるので。）</p> <p>なお、この改正に関して意見を行うが（※改正部分に内容的に関係がある事である。）、電子メールを使用した連絡を行う際の、運用環境等については、注意を払っていただきたいと考える。</p> <p>現在、総務省では、電子メールについて、TLS での保護（SMTPoverTLS、STARTTLS）を行っておらず、電子署名を付していない、という様な電子メールの送信を通常行っているかと思われるが、電子メールの利用では、その送受信について、TLS での保護（※1）</p>	<p>電子メールアドレスの届出を必須化する点についての賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、電話番号についても引き続き届け出る必要がありますが、本件に係る連絡手段としてFAXは想定していないことから、FAX番号は不要としています。</p> <p>これ以外の点につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

を行うようにし、また加えて電子メールに電子署名を付して、その正当性、完全性（改竄されていない事を含む）が保証されている様な電子メールの送信を行うようにされたい（※2）。

（特に、他事業者等の電子メールサーバに送信する電子メールの TLS での保護については、ISP 等の事業者が対応を行えば、その全契約者が自動的に恩恵を受けられるものであるのに、多くの ISP 等の事業者が TLS での電子メールの保護を行っていない状況があるのであるが、総務省がこれを行うようにすれば（※3）、民間の事業者の多くも対応を進めていくはずと思われる。）

電子メールについては、色々な所で、その偽造・変造が行われる危険性が存在するものであるので、その利用については注意すべき部分が多いのであるが（例え、表面上一見問題無い状況である様に見えても、いつ何時、問題部分を突かれて不正なメールの送受信がされるか分かったものではないのである。分かっている問題点は可能な限り潰すべきである。）、総務省は、電子メールを自らの事務で利用する事を考えるのであれば、必ずサイバーセキュリティの確保の対応

（TLS での保護や、電子署名等（※どれか一つを行えば良いというものではない事について釘を刺しておく。））を施しての利用を行うようにされたい。

意見は以上である。

※1 これはサーバの認証機能も存在するものである（認証局証明書の確認による。）。詐称を防ぐ効果があるので、この利用には、通信経路途中の盗聴・改竄を防ぐ以上の効果が存在する。

※2 TLS での保護については、通信先のサーバが対応していない場合保護が行えないが、対応していれば行えるようにされたい。

※3 そもそも、NISC から、電子メールの送受信について TLS で保護するよう数年前に通達があっているはずであるが。電気通信を監督する省庁として、（使用している事業者があるなら）すぐ対応出来る、対応するのが望ましい事をしていない、というのは大きな問題があると考えるが。サイバーセキュリティ、（電気通信分野等における）個人情報保護についても指導を行う立場の省庁でありながら、自らの電子メールシステムについては、（庁舎内での通信システムの更

	<p>改を何度も行っていないながら) その対応を行っていない、というのは国民として遺憾である。</p> <p>付記： なお、一応意見しておくが、媒介等の業務についての不法を目的（例えば、本来関係無いのに、どこかで何らかの不正に関与したりする目的等）とする様な不適切な届出が行われる事の対処のために、様式においては押印又は署名を行わせる方が望ましいと考える（押印又は署名があれば、書類について刑法上の特段の扱いがなされるので。その法的効果（押印又は署名の準備についても犯罪として扱われる事を含む）と、科学的検証がなされうる対象が増える事は、それなりに犯罪事態の抑止の効力があると思われる。）。 であるので、様式について、押印欄を設けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
--	---	--	--